

令和3年度地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、令和3年2月定例会における予算の成立を条件とします。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	お問合せ先	
とっとり県民活動活性化センター	とっとりSDGs推進補助金	広報活動支援型	自らの非営利公益活動を、パンフレット等・ホームページにより広く県民に周知し参加を促す広報事業	11万2千円	3/4	【1次募集】 令和3年4月下旬～5月下旬 【2次募集】 令和3年7月上旬～8月上旬 【3次募集】 令和3年9月上旬～10月上旬	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460／ファクシミリ：0858-24-6470 ／電子メール：info@tottori-katsu.net	
		研修等支援型	講師を招いての研修会等の開催や地域づくり団体全国研修交流会への参加にかかる事業	5万円	10/10			
		若者団体活動支援型	16歳から29歳までのメンバーが全メンバーの2/3を占める3名以上の団体によるSDGsの理念に沿った活動を普及啓発する取組	10万円	10/10	令和3年4月下旬～6月中旬		
	控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金		鳥取県のNPO法人の条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談等する際の経費	15万円	3/4	未定		
県民参画協働課	令和新時代創造県民運動推進補助金	若者チャレンジ型	若者(10歳から25歳までの年齢の者をいう)3名以上が中核となって構成する団体による地域活性化のための新たな取組(試行的な取組を含む)、これまでの取組を拡充する取組	15万円	10/10	【1次募集】 令和3年5月10日～6月28日 【2次募集】 令和3年8月2日～9月27日	【地方機関】※連絡先は枠外をご覧ください。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所地域振興局(中部地区) 西部総合事務所地域振興局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 県民参画協働課 電話：0857-26-7248／ファクシミリ：0857-26-8112 ／電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp	
		スタートアップ型	スタート支援	地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組	10万円	10/10		【1次募集】 令和3年3月11日～4月5日 【2次募集】 令和3年5月24日～6月28日 【3次募集】 令和3年8月23日～9月27日
			ステップアップ支援	過去にスタートアップ型の補助を受けた取組で、事業を中・長期的に継続・拡大していくための取組(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	30万円	3/4		
		とっとりドリーム型	これまでの活動を更に発展させ、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業※クラウドファンディングにより寄附を受け付けた結果、目標額に達しなかった場合、補助金の交付は行わない。 ※寄附の目標額が50万円以上200万円以下の事業が対象。	200万円	10/10	令和3年4月上旬開始予定 ※予算額の上限に達し次第、募集締切		
	鳥取県公民連携推進事業補助金		地域課題を解決するため、官民連携で行うことが有効な事業で、県が提示する課題(テーマ)(※調整中)又は民間事業者等が提案する事業	-	-	-		
鳥取県公民連携推進事業補助金		計画策定補助(1年目)	事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和3年4月上旬～5月31日	県民参画協働課 電話：0857-26-7071／ファクシミリ：0857-26-8112 ／電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp	
		事業実施補助(2年目)	「計画策定補助」を受け策定した計画に沿って行う事業実施主体と県との協働による県課題解決のための取組※計画策定補助(1年目)を受けた事業実施主体が申請できる事業です	200万円	3/4			

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	お問合せ先		
鳥取・島根広域連携 協働事業補助金		鳥取、島根両県が考える共通の地域課題をテーマ (※調整中)とし、両県NPO等共同体と両県事業担当 部署が協働で取り組む事業	-	-	-	県民参画協働課 電話:0857-26-7070/ファクシミリ:0857-26-8112 /電子メール:kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp		
	計画策定(1年目)	両県事業担当部署と一緒に課題解決のための計画 を策定	40万円	10/10 (鳥取県1/2、 島根県1/2)	令和3年4月募集開 始(予定)			
	協働実践(2年目)	計画策定で策定した計画を両県と協働して実施 ※ 計画策定(1年目)を実施した共同体が申請できる事 業です。	200万円	10/10 (鳥取県1/2、 島根県1/2)	計画策定後～ 令和4年2月28日			
ふるさと人 口政策課	とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金	県内外の若者等に、一定期間本県内の地域に滞在 してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの 場を一体的に提供する事業	(参加者一人当たり) 滞在費:6万6千円 県内移動費:2万2千円 その他受入経費:2万8 千円	10/10	(事業提案) 随時 ※交付決定は交付 申請の先着順	ふるさと人口政策課 電話:0857-26-7648/ファクシミリ:0857-26-8196 /電子メール:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp		
	鳥取県地域活動応援事業費補助金	活動する地域外に所在している団体等が、県内地域 の安全・安心な暮らしづくりの支援や地域活性化に 向けた活動等の地域課題の課題に取り組む事業	30万円	1/2	随時			
観光戦略 課	ニューツーリズム普 及促進支援補助金	ステップアップ型		50万円	1/2	令和3年4月1日 ～随時	観光戦略課 電話:0857-26-7239/ファクシミリ:0857-26-8308 /電子メール:kankou@pref.tottori.lg.jp	
		規模拡大型	グリーンツーリズムやエコツーリズムなどのニュー ツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情 報発信などの受け地整備を目的とした事業	250万円	1/2	令和3年3月3日 ～3月20日		
		星取県推進型		100万円	2/3	令和3年4月1日 ～随時		
文化政策 課	鳥取県文化芸術活動 支援補助金	優れた文化芸術活動支援事業	県内外で行われる県内に活動の本拠を置く芸術家 等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・公演、 ワークショップ等	30万円 (特認:100万円)	1/2	【1次募集】 令和3年3月17日 ～4月14日 【2次募集】 令和3年8月3日 ～8月31日	文化政策課 電話:0857-26-7134/ファクシミリ:0857-26-8108 /電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp	
		文化芸術活動ステップアップ支援 事業	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうと する芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞 台公演、ワークショップ等	10万円	1/2			
		文化芸術 探訪事業	顕彰立ち上げ支援事 業	本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を 再発掘し、地域の文化資源として活用するためのシ ンポジウム等の開催、パンフレット作成・資料整理等	30万円 (複数:50万円)			1/2
			全国発信事業	全国的に大きな功績を残した本県ゆかりの文化芸術 分野の先人の魅力や業績を広く発信するシンポジウ ム等のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるも の	50万円			1/2
		次世代活動者育成支援事業	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活 動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・ 舞台公演、ワークショップ等	10万円 (全国発信・ 大規模:30万円)	1/2			
		周年支援事業	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実 施する定例的な作品展示・舞台公演、ワークショップ 等に係る周年事業	10万円	1/2			
		刊行物発刊支援事業	県内で行われる日本語による出版活動	30万円	10/10			
		映像作品活用支援事業	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品を上 映する事業、講演会等	10万円	1/2			
		伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援 事業	県外からの来訪客などに伝統芸能披露・体験指導を 行う事業	25万円	1/2			令和3年4月1日 ～随時

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	お問合せ先	
	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業	文化芸術イベントの中で実施される手話・要約筆記、点字訳資料作成等の環境整備事業	10万円	10/10	令和3年4月1日～随時		
	アートによる地域活性化促進事業補助金	地域で活動するまちづくり団体等が県外アーティストを滞在施設等に受け入れを行う事業	-	-	-		
		スタート型	過去に本補助金等を受けた年度が2か年度以下の団体	33万3千円	2/3		令和3年4月1日～5月中旬
		ステップアップ型	過去に本補助金等を受けた年度が3か年度以上の団体	50万円	1/2		令和3年4月1日～5月中旬
	アートの灯を守る！とっとりアート支援事業	新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等で映像配信を行う事業 ※無観客に限らず観客を入れた公演等も対象とする。ただし、感染防止対策を講じた事業に限る。	25万円	1/2	令和3年4月1日～随時		
中山間地域政策課	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金	スタートアップ支援	住民の生活支援や集落等の課題解決に向けた新たな取組 (初期活動経費支援)	10万円	10/10	令和3年4月1日～随時	
		将来に向けた取組支援	住民等が自主的に取り組む地域づくり活動や地域資源の利活用、暮らしを守る仕組みづくりにつながる取組等に必要ハード・ソフト事業	(ハード事業) 300万円	県1/3		
		地域遊休施設等活用支援	比較的大規模な遊休施設を活用して地域活性化に取り組むために必要ハード・ソフト事業	1,000万円 (既使用部分:400万円)	県1/2 市町1/3		
		安全・安心活動支援	地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに向けた取組	50万円	県1/3 市町1/6以上		
		継業支援	地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材受け入れやお試しのための滞在にかかる経費	300万円	県1/2		
	鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金	スタートアップ事業	暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進のための取組 (初期活動経費支援)	1地区あたり 10万円	10/10	令和3年4月1日～随時	
		買い物弱者対策事業	店舗不足の地域において移動販売等により食料・日用品などを供給する事業	(ハード事業) 500万円	(ハード事業) 県1/2		
		まちなか居住促進事業	空き家を活用して若年世代のまちなかへの定住を促進するための空き家改修にかかる取組	1戸あたり 100万円	市負担額の 1/2		
		まちなかコミュニティ活性化支援事業	コミュニティビジネスの起業や地域コミュニティの再生、地域になりわいを興す取組等	(ハード事業) 300万円	(ハード事業) 県1/3 市1/6		
		まちなか遊休施設活用事業	地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組(審査会あり)	1,000万円	県1/2 市1/3		
	空き家利活用流通促進事業補助金	空き家等改修支援事業	空き家の利活用に必要となる改修経費等の一部を支援	1戸あたり 100万円 (住宅以外に転用する場合)	県1/3 市町村1/6	令和3年4月1日～随時	
		既存住宅状況調査等支援事業	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用の一部を支援	5万円	県1/2		

【地方機関】※連絡先は枠外をご覧ください。
 東部地域振興事務所(東部地区)
 中部総合事務所地域振興局(中部地区)
 西部総合事務所地域振興局(西部地区)
 西部総合事務所日野振興センター(日野地区)
 【本庁】
 中山間地域政策課
 電話:0857-26-7961/ファクシミリ:0857-26-8107
 /電子メール:chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	お問合せ先	
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金	まちづくり団体等が行う地域に根付いた空き家利活用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための取組	40万円	市町村負担額の2/3	令和3年4月1日～随時		
低炭素社会推進課	鳥取県環境保全活動支援補助金	環境の保全及び快適な環境の創造に資する模範的で自主的な環境実践・教育活動	10万円	10/10	令和3年4月上旬～5月10日	【令和3年3月まで】 低炭素社会推進課 電話:0857-26-7205/ファクシミリ:0857-26-8194 /電子メール:teitanso@pref.tottori.lg.jp 【令和3年4月から(予定)】 脱炭素社会推進課 ※連絡先は決まり次第ホームページに公開	
	おでかけエネルギーシェア・スポット設等補助金	クールシェアやウォームシェアに取り組む「おでかけエネルギーシェア・スポット」を新設・拡充し、クールシェアやウォームシェアを普及啓発する取組	15万円	1/2	令和3年4月上旬～随時		
循環型社会推進課	「とっとりプラごみゼロチャレンジ」補助金	エコテイクアウト推進	テイクアウト用容器を新たに環境配慮容器へ切り替える事業者を支援	5万円	1/2	令和3年4月1日～随時	循環型社会推進課 電話:0857-26-7198/ファクシミリ:0857-26-7563 /電子メール:junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		リユース容器等活用支援	飲食を伴うイベント等でリユース食器を活用する団体を支援	25万円	10/10 (2回目以降:1/2)		
		プラごみゼロ実践活動支援	プラスチックごみの削減等につながる実践活動を支援	25万円	1/2		
食のみやこ推進課	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	一般枠	食のみやこ鳥取県のイメージ創出のための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口とした産業振興、地域振興に資する取組	200万円	1/2以内	【1次募集】 令和3年2月26日～3月24日 ※予算残額によりその後も随時募集を行う場合あり	食のみやこ推進課 電話:0857-26-7835/ファクシミリ:0857-21-0609 /電子メール:syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp
		コンベンションPR枠	全国規模のスポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組	25万円	1/2以内		
		直売所連携魅力アップ枠	県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組	50万円	1/2以内		
		特別枠	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組	25万円	10/10以内		

※【地方機関連絡先】

■ 東部地区(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

東部地域振興事務所

電話:0857-20-3663/ファクシミリ:0857-20-3656/電子メール:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

■ 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

中部総合事務所地域振興局

電話:0858-23-3298/ファクシミリ:0858-23-3425/電子メール:chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

■ 西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)

西部総合事務所地域振興局

電話:0859-31-9606/ファクシミリ:0859-31-9639/電子メール:seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

■ 日野地区(日南町、日野町、江府町)

西部総合事務所日野振興センター

電話:0859-72-2080/ファクシミリ:0859-72-2072/電子メール:hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp